

令和5年5月9日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公印省略)

通いの場等における感染対策等について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型コロナウイルス感染症から5類感染症に位置付けられたことに併せて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されます。このため、本年5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。政府として一律に対応を求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなります。

これまで、厚生労働省において、通いの場等における留意事項等が示されておりますが、今後は、別添の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)」も参考に、通いの場や認知症カフェ等の取組の実施に当たっては、個人の選択を尊重し、自主的な感染対策に取り組んでいただきたいとの事務連絡が発出されておりますので、ご連絡申し上げます。

については、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報Vol.1146「高齢者施設等における感染対策等について」

(令5.4.18 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡)

以上

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737